

老人短期入所施設弥生ホーム運営規程

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 この規程は、老人短期入所施設弥生ホーム（以下ホームという）が実施する短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護事業（以下2事業をまとめて短期入所事業という）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な施行と老人福祉の理念に基づき、利用者の立場に立ったサービス提供に努めることを目的とする。

(事業の方針)

第2条 社会福祉法人ケアネットが運営する老人短期入所生活介護事業は、特別養護老人ホーム弥生ホームの施設設備を利用して、要介護又は要支援状態にあり居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「お客様」という。）に対し、短期入所事業を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過すことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

(事業所の名称等)

第3条 短期入所事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 老人短期入所施設弥生ホーム
- (2) 所在地 東京都中野区弥生町二丁目42番2号

第2章 職員及び職務

(職員の職種及び員数)

第4条 ホームに係る職員は次のとおりとする。

(1) 管理者	1名
(2) 医師	1名以上
(3) 機能訓練指導員	1名以上
(4) 介護支援専門員	1名以上
(5) 生活相談員	1名以上
(6) 介護職員	9名以上
(7) 看護職員	1名以上
(8) 事務員	1名以上
(8) 管理栄養士	1名

2 前項に定めるもののほか必要がある場合は、定数を超え又はその他の従業者を置くことができる。

(職務の内容)

第5条 ホームの職員が行う職務の内容は、特別養護老人ホーム弥生ホームの運営規程に準ずる。

(組織及び業務分掌)

第6条 ホームの組織及び業務分掌は、特別養護老人ホーム弥生ホームの運営規程に準ずる。

第3章 施設の利用

(利用定員)

第7条 短期入所生活介護の定員は併設型1名、空床型5名とする。ただし災害・虐待・介護者の急な不在、本人の体調の急激な変化、その他やむを得ない事情の際は、定員を超えて受け入れることが出来るものとする。

(利用期間の限定)

第8条 空床型居短期入所の利用は、第7条にあるやむを得ない事情による利用のほか、区の緊急一時宿泊事業を依頼された際や、急な入退院が決まった際などの場合を除いては、特別養護老人ホーム弥生ホームに短期入所事業を提供するための空床を確保できる期間に限定するものとする。

(利用手続き)

第9条 ホームの利用申込は、当該お客様を担当する指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員、もしくは指定介護予防支援事業所の担当者が行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携)

第10条 短期入所事業の提供に当っては、お客様に係る指定居宅介護支援事業所あるいは指定介護予防支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 お客様の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、緻密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(運営についての重要事項)

第11条 運営に当っての重要事項について、以下のとおり定める。

- 1 当該事業の利用資格は、介護保険法に基づき短期入所事業の利用資格があり、当該事業を希望する者であって、利用料の負担ができる者、及びその他法令により入所できる者

とする。

- 2 当該事業の利用に当っては、予めお客様若しくはその代理人に対し、本運営規程の概略、職員の勤務の体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得るものとする。
- 3 職員は業務上知り得たお客様又はその家族の秘密を保持する。又同様に、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2)虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(栄養管理に関する事項)

第13条 施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じて栄養管理を計画的に行わなければならない。入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

(利用料等)

第14条 短期入所事業の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労告第127号）」に定める額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供する場合には、お客様から本人負担分の支払いを受ける。

- 2 事業所は、前項の利用料の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

	従来型個室利用料 (1日)	多床室利用料 (1日)	食事提供費 (1日)
第1段階	320円	0円	300円
第2段階	420円	370円	600円
第3段階①	820円	370円	1,000円
第3段階②	820円	370円	1,300円
それ以外	1,747円	1,055円	2,012円

(※) 食事提供費の内訳は朝 426 円、昼 960 円、夕 626 円となる。

- 3 短期入所生活介護等の提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適當と認められるもの。
 - ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用
実費
 - イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用
実費
- 4 送迎に要する費用として通常の実施地域を超えて送迎を行った場合
1 kmにつき 50 円
- 5 利用料は、退所後指定期日までに支払うものとする。

第 4 章 短期入所事業において提供するサービス

(短期入所事業の内容)

第 15 条 短期入所事業の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、短期入所事業の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 短期入所事業の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- (2) 短期入所事業の提供に当たっては、居宅介護支援事業所もしくは介護予防支援事業所と連携を図ること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、概ね 4 日以上継続して入所する利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 短期入所事業の提供に当たっては、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- (4) 短期入所事業の提供に当たっては、事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) ホームは、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (6) 調理・清掃等直接処遇に関わらない業務で別に定めるものは、必要に応じ業務委託をすることができる。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第 16 条 サービスの提供に当たっては、居宅サービス計画もしくは予防居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所事業を提供するものとする。

(サービスの提供の記録)

第17条 指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第41条第6項又は法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける保険給付の額その他必要な事項を、利用者のサービス提供記録に記載するものとする。

(送迎サービス)

第18条 送迎の希望がある場合、通常の送迎居住地域は次のとおりとする。

(1) 中野区

中野一丁目～三丁目、東中野一丁目、二丁目
中央、本町、弥生町、南台の全域

(2) 杉並区

和田一丁目

2 その他の地域については1km当たり50円の送迎代を請求するものとする。

(余暇活動)

第19条 管理者、生活相談員及び介護職員は、お客様に対して、読書、音楽その他の娯楽及び行事の充実に努め、有効な余暇の活用に努めなければならない。

(日常品の給貸与)

第20条 お客様には寝具その他日常生活に必要な物品を給与し、又は貸与するものとする。

(食事サービス)

第21条 食事サービスはできるだけ変化にとみ十分なカロリーと栄養成分を含み、かつ調理に当ってはお客様の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 栄養士は前項の趣旨に基づいて献立を作成し、給食の品目及び数量を記録整備しておかなければならない。

3 食事の時間は概ね次のとおりとする。

朝食 7時50分～

昼食 12時～

夕食 18時00分～

4 予め連絡があった場合は、別に定めるところにより、衛生上又は管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができる。

5 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(衛生管理)

第22条 ホームの衛生管理は、特別養護老人ホーム弥生ホームの運営規程に準ずる。

(健康管理)

第23条 管理者、医師及び看護職員は、常にお客様の健康に留意し必要に応じて、健康維持の措置を講じてその結果を記録しておかなければならぬ。

(機能訓練)

第24条 お客様の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の維持のための機能訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第25条 事業者は、お客様に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び必要に応じて市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故について、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、お客様に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(緊急時の対応)

第26条 介護職員及び看護職員は、現に短期入所事業の提供を行っているときに、お客様に体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第5章 お客様に遵守していただく事項

(一般的な注意事項)

第27条 お客様は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) お客様は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) お客様は、事業所に危険物を持ち込んではならない。
- (3) お客様が外出するときは、あらかじめホームに外出届を提出し、その承認を得なければならない。

(衛生保持)

第28条 お客様は、感染症の防止、ホームの清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければならない。

(損害賠償)

第29条 お客様は、故意に施設（設備及び備品）に損害を与えた場合は、その損害を弁償し、又は現状に回復しなければならない。

- 2 損害賠償の額は、利用者の収入及び事情を考慮して減免することができる。

第5章 苦情処理

(苦情処理委員会の設置)

第30条 ホームに苦情処理委員会を設置し、利用者の処遇に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応し、最善の解決策を提示することにより、利用者及び家族の理解が得られるよう努力する。

2 管理者は、苦情処理委員会を通じて施設職員の意識を高め、より良いサービスの提供ができるよう努めるものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第31条 管理者及び防火管理者は、所轄の消防署に届出の消防計画に基づき災害の未然防止に努めるとともに、非常の事態に備え、とるべき措置について予め具体的な対策を立て、毎月1回程度利用者及び職員の避難、救出その他必要な訓練を行うとともに、必要に応じて災害応援協定を締結した近隣の事業所及び住民との共同訓練を実施するものとする。

第7章 情報の公開と保護

(情報の公開と保護)

第32条 社会福祉法人ケアネットはホームに関する情報を法人のホームページに掲載する。

(掲示)

第33条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、施設職員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示するものとする。

第8章 雜則

(改正)

第34条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は社会福祉法人ケアネット理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は平成15年4月1日から施行する。

この運営規程は平成18年10月1日から施行する。

この運営規程は平成25年3月24日から施行する。

この運営規程は平成27年10月1日から施行する。

この運営規程は令和元年10月1日から施行する。

この運営規程は令和4年8月1日から施行する。

この運営規程は令和7年1月31日から施行する。